

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（」を「職員（交通局に所属する職員（以下「交通局職員」という。）、」に改める。

第2条中「又は第4条」を「から第4条まで」に改める。

第3条中「次条」を「次条又は第4条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 定年に達したことにより退職した者
- (2) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（次号に該当する者及び市規則で定める者を除く。）で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの

- (3) 公務外の死亡により退職した者

第4条中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条第3号中「死亡」を「公務上の死亡」に改め、同条中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とする。

第4条の2 第1項中「以外の理由」を「以外の理由又は市規則で定める理由」に、「前3条」を「第2条から前条まで」に改め、同条第2項中「又は当該期間中に」を「又は当該期間中に交通局若しくは」に、「に職員」を「に職員、交通局職員」に改

める。

第5条中「第4条各号」を「第3条の2各号及び第4条各号」に、「同条」を「第3条の2、第4条」に改め、同条の表第4条の項中「第4条」を「第3条の2及び第4条」に改め、同表第4条の2第1項第2号イの項中「前3条」を「第2条から前条まで」に改める。

第10条第8項中「の規定に該当する」を「に掲げる」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

第19条第1項中「再び職員」を「職員又は交通局職員」に改める。

附則第8条を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

普通退職の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	0.522	21	22.185
2	1.044	22	23.925
3	1.566	23	25.665
4	2.088	24	27.405
5	2.61	25	29.145
6	3.132	26	30.537
7	3.654	27	31.929
8	4.176	28	33.321
9	4.698	29	34.713
10	5.22	30	36.105
11	7.7256	31	37.149
12	8.4912	32	38.193
13	9.2568	33	39.237
14	10.0224	34	40.281
15	10.788	35	41.325
16	13.3893	36	42.369
17	14.6421	37	43.413
18	15.8949	38	44.457
19	17.1477	39	45.501
20	20.445	40以上	46.545

別表第2（第3条関係）

公務外の傷病退職の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	0.87	21	22.185
2	1.74	22	23.925
3	2.61	23	25.665
4	3.48	24	27.405
5	4.35	25	29.145
6	5.22	26	30.537
7	6.09	27	31.929
8	6.96	28	33.321
9	7.83	29	34.713
10	8.7	30	36.105
11	9.657	31	37.149
12	10.614	32	38.193
13	11.571	33	39.237
14	12.528	34	40.281
15	13.485	35	41.325
16	14.877	36	42.369
17	16.269	37	43.413
18	17.661	38	44.457
19	19.053	39	45.501
20	20.445	40以上	46.545

別表第3（第3条の2関係）

定年退職等の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	0.87	21	27.29625
2	1.74	22	29.03625
3	2.61	23	30.77625
4	3.48	24	32.51625
5	4.35	25	34.5825
6	5.22	26	36.1485
7	6.09	27	37.7145
8	6.96	28	39.2805
9	7.83	29	40.8465
10	8.7	30	42.4125
11	12.07125	31	43.9785
12	13.2675	32	45.5445
13	14.46375	33	47.1105
14	15.66	34	48.6765
15	16.85625	35以上	49.59
16	18.59625		
17	20.33625		
18	22.07625		
19	23.81625		
20	25.55625		

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

整理退職等の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	1.305	21	28.8405
2	2.61	22	30.276
3	3.915	23	31.7115
4	5.22	24	33.147
5	6.525	25	34.5825
6	7.83	26	36.1485
7	9.135	27	37.7145
8	10.44	28	39.2805
9	11.745	29	40.8465
10	13.05	30	42.4125
11	14.4855	31	43.9785
12	15.921	32	45.5445
13	17.3565	33	47.1105
14	18.792	34	48.6765
15	20.2275	35以上	49.59
16	21.663		
17	23.0985		
18	24.534		
19	25.9695		
20	27.405		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第10条の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 施行日から平成25年9月30日までの間に職員が退職した場合における改正後の条例第2条から第5条までの規定の適用については、改正後の条例第2条中「別表第1」とあるのは「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大阪市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。）附則別表第1」と、改正後の条例第3条中「別表第2」とあるのは「平成25年改正条例附則別表第2」と、改正後の条例第3条の2中「別表第3」とあるのは「平成25年改正条例附則別表第3」と、改正後の条例第4条中「別表第4」とあるのは「平成25年改正条例附則別表第4」と、改正後の条例第4条の2第1項第1号及び第2号ア中「前条まで」とあるのは「前条まで及び平成25年改正条例附則第3項」と、改正後の条例第5条の表第4条の2第1項第2号イの項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び平成25年改正条例附則第3項」とする。

附則別表第1

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	0.55585	21	23.79846
2	1.11169	22	25.55385
3	1.66754	23	27.30923
4	2.22338	24	29.06462
5	2.77923	25	30.82
6	3.69854	26	32.25354
7	4.31496	27	33.68708
8	4.93138	28	35.12062
9	5.54781	29	36.55415
10	6.16423	30	37.98769
11	9.22729	31	39.05323
12	10.20997	32	40.11877
13	11.19265	33	41.18431
14	12.17532	34	42.24985
15	13.158	35	43.31538
16	15.34726	36	44.38092
17	16.70668	37	45.44646
18	18.06609	38	46.512
19	19.42551	39	47.57754
20	22.04308	40以上	48.64308

附則別表第2

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	1.10462	21	24.40466
2	1.86308	22	26.33294
3	2.79462	23	28.26122
4	3.72615	24	30.1895
5	4.65769	25	32.11779
6	5.58923	26	33.54156
7	6.52077	27	34.96533
8	7.45231	28	36.3891
9	8.38385	29	37.81288
10	9.31538	30	39.23665
11	10.45431	31	40.29712
12	11.59323	32	41.3576
13	12.73215	33	42.41807
14	13.87108	34	43.47855
15	15.01	35	44.53902
16	16.62815	36	45.5995
17	18.24631	37	47.658
18	19.86446	38	48.72354
19	21.48262	39	49.78908
20	22.47638	40以上	50.85462

附則別表第3

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	1.11231	21	30.63935
2	2.22462	22	32.38229
3	3.33692	23	34.06933
4	4.44923	24	35.75638
5	5.56154	25	38.87693
6	6.67385	26	40.42646
7	7.78615	27	41.97598
8	8.89846	28	43.52551
9	10.01077	29	45.07503
10	11.12308	30	46.62456
11	13.94385	31	47.8799
12	15.43385	32	49.13523
13	16.92385	33	50.39057
14	18.41385	34	51.6459
15	19.90385	35以上	52.44
16	21.67077		
17	23.16462		
18	24.65846		
19	26.15231		
20	28.63752		

附則別表第4

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	1.38	21	31.72929
2	2.76	22	33.25732
3	4.14	23	34.72944
4	5.52	24	36.20157
5	6.9	25	38.87693
6	8.28	26	40.42646
7	9.66	27	41.97598
8	11.04	28	43.52551
9	12.42	29	45.07503
10	13.8	30	46.62456
11	15.42954	31	47.8799
12	17.06677	32	49.13523
13	18.704	33	50.39057
14	20.34123	34	51.6459
15	21.97846	35以上	52.44
16	23.558		
17	24.86446		
18	26.17092		
19	27.47738		
20	29.94239		

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋下徹

説明

職員の退職手当に関する条例に基づく退職手当の支給対象となる職員の範囲及び退職手当の基本額の算定に係る支給率を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

職員の退職手当に関する条例（抄）

（適用範囲）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の適用を受ける職員（交通局に所属する職員（以下「交通局職員」という。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第4条の規定により採用された職員を除く。）、特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号）第1条第5号に掲げる職員又は教育長（以下これらを「職員」という。）が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

（普通退職の場合の退職手当の基本額）

第2条 次条又は第4条までの規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当のから

基本額は、退職の日における市規則で定める給料月額（職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表の1号給を受ける職員にあつては、同項第1号に規定する行政職給料表の8級2号給の給料の月額。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて別表第1に定める支給率を乗じて得た額とする。

（公務外の傷病による退職の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第4条の規定に該当する場合を除くほか、公務外の傷病によりその職務に堪えないで退職した者又はこれに準ずるものとして市規則で定める事由により退職した者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第2に定める支給率を乗じて得た額とする。

（定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

（1）定年に達したことにより退職した者

（2）定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員（次号に該当する者及び市規則で定

める者を除く。)で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの

(3) 公務外の死亡により退職した者

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

別表第4

(1)-(2) 省略

(3) 公務上の死亡により退職した者

(4) 定年に達したことにより退職した者

(5) 定年に達する日の属する年度の末日前に退職した職員(第1号から第3号まで及び次号に該当する者並びに市規則で定める者を除く。)で、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢(その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるもの

(6) 25年以上勤続して退職した者(市規則で定める者に限る。)

(7) 省略

(4)

(給料の月額の減額に伴う退職手当の基本額に係る特例)

第4条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料の月額の減額改定(給与に関する条例、規則又は規程の制定又は改廃により給料の月額の改定がなされた場合において、当該改定により当該改定前に受けっていた給料の月額が減額されることをいう。)以外の理由又は市規則で定める理由によりその者の給料の月額の減額(職員の給与に関する条例第4条第1項第6号に規定する指定職給料表の1号給を受ける職員に係る給料の月額の減額については、当該職員が当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日において同項第1号に規定する行政職給料表の8級2号給を受けていたとした場合の給料の月額(以下「8級2号給相当の給料の月額」という。)を下回る額への減額(以下「特定対象減額」という。)に限る。)がされたことがある場合において、減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料の月額(特定対象減額の場合にあつては、8級2号給相当の給料の月額)のうち最も多いものの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、給料月額よりも多いときは、その者に対する

退職手当の基本額は、前3条 の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
第2条から前条まで

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条 の規定により計算した場合の退職手当の基本額に
第2条から前条まで

相当する額

(2) 給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条 の規定により計算した額である
第2条から前条まで

ものとした場合における当該退職手当の基本額の給料月額に対する割合

イ 省 略

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合又は当該期間中に**交通局**若しくは国若しくは本市以外の地方公共団体若しくはこれらに準ずるものを退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、**交通局職員**又は国若しくは本市以外の地方公共団体若しくはこれらに準ずるものの職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)-(3) 省 略

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条 第3条の2各号及び第4条各号に該当する者（市規則で定める職員を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあつては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）が、当該退職の日において定められているその者に係る定年から

10年を減じた年齢以上であるものに対する同条 及び前条第1項の規定の適用に
第3条の2、第4条

については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の2 及び第4条	省 略	省	略
省 略	省 略	省	略
第4条の2 第1項第2 号イ	省 略	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、 <u>前3条 第2条から前条まで</u> の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	

(失業者の退職手当)

第10条 省 略

2 - 7 省 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それに掲げる

ぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿定める

手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1) - (3) 省 略

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する
第56条の3

金額

(5) - (6) 省 略

9 - 10 省 略

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第

3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職
第56条の3

手当 省 略

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職
第56条の3

手当 省 略

12-13 省 略

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、

その者が退職の日又はその翌日に再び職員又は交通局職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 省 略

附 則

第1条-第7条 省 略

第8条 当分の間、職員に対する一般の退職手当の額は、第1条の4から第6条まで及び第8条、

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成13年大阪市条例第84号）附則第2項

並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年大阪市条例第39号）附則

第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の5に相当する

額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

別表第1（第2条関係）

普通退職の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	0.61	21	26.38
2	1.22	22	28.16
3	1.83	23	29.94
4	2.44	24	31.72
5	3.05	25	33.50
6	4.605	26	35.00
7	5.3725	27	36.50
8	6.14	28	38.00
9	6.9075	29	39.50
10	7.675	30	41.00
11	11.63	31	42.10
12	12.96	32	43.20
13	14.29	33	44.30
14	15.62	34	45.40
15	16.95	35	46.50
16	18.48	36	47.60
17	20.01	37	48.70
18	21.54	38	49.80
19	23.07	39	50.90
20	24.60	40以上	52.00

別表第2（第3条関係）

公務外の傷病退職の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	1.48	21	29.73
2	2.06	22	32.11
3	3.09	23	34.49
4	4.12	24	36.87
5	5.15	25	39.25
6	6.18	26	40.75
7	7.21	27	42.25
8	8.24	28	43.75
9	9.27	29	45.25
10	10.30	30	46.75
11	11.73	31	47.85
12	13.16	32	48.95
13	14.59	33	50.05
14	16.02	34	51.15
15	17.45	35	52.25
16	19.43	36	53.35
17	21.41	37	54.45
18	23.39	38	55.55
19	25.37	39	56.65
20	27.35	40以上	57.75

別表第3（第4条関係）

整理退職等の場合の支給率

勤続年数 (年)	支 給 率	勤続年数 (年)	支 給 率
1	1.50	21	38.66
2	3.00	22	40.41
3	4.50	23	41.97
4	6.00	24	43.53
5	7.50	25	49.18
6	9.00	26	50.69
7	10.50	27	52.20
8	12.00	28	53.71
9	13.50	29	55.22
10	15.00	30	56.73
11	16.94	31	57.24
12	18.90	32	57.75
13	20.86	33	58.26
14	22.82	34	58.77
15	24.78	35以上	59.28
16	26.59		
17	27.69		
18	28.79		
19	29.89		
20	36.03		

別表第1－別表第4 省 略